

- 1 開催日 平成 24 年 8 月 8 日 (水)
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 市教委第 28 号 いじめ問題について
- 4 閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	秋 沢 大 助
	人権・こども支援課長	岡 野 晃 之
	教育研究所長	多 田 美奈子
	教育政策課長補佐	近 森 象 太
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	教育政策課主査	森 尾 美 舗

1 平成 24 年 8 月 8 日（水） 午前 9 時 00 分～午前 11 時 00 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午前 9 時 00 分

門田委員長

ただいまから第 1098 回高知市教育委員会 8 月臨時会を開会いたします。

初めに会議録署名委員の指名をいたします。西森委員さんお願いいたします。

それでは、議案審議に移ります。

日程第 2 市教委第 28 号「いじめ問題について」を、議題といたします。

今日は、皆さんもご存じの大津市で起きました中学生の自殺に関わって、高知市におけるいじめ問題の状況と対応について、これまでも継続して取り組んできたことですが、それをもう一度確認いたします。そして、さらに高知市として取り組むべきことはないのか、また、大津市の問題がどうしてこれほどマスコミにも取り上げられ大問題になったのか、ここから私たちが学ばなければならないものはないのかを検討し、そのことを今後の課題にするために、本日の議案審議を行いたいと思います。

それでは初めに、平成 23 年度の高知市のいじめ問題の状況と対応について、事務局から資料をいただきまして協議してまいりたいと思います。それでは、事務局から説明をよろしくお願いします。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課長の岡野でございます。

平成 23 年度高知市におけるいじめ問題の状況と対応について説明いたします。

この説明をする前に、まずいじめの定義について説明をさせていただきます。お手元の少し厚めの「いじめの定義」こちらをご覧ください。

いじめの定義については、文部科学省の「児童・生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査の手引き」のなかで、「本調査において、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとする。いじめとは、当該児童・生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(1)いじめられた児童・生徒の立場に立ってとは、いじめられたとする児童・生徒の気持ちを重視することである。(2)一定の人間関係にあるものとは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校、学級や部活動のもの、当該児童・生徒が関わっている仲間や集団、グループなど当該児童・生徒となんらかの人間関係にある者を指す。(3)攻撃とは、仲間外れや、集団による無視など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。(4)物理的な攻撃とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。(5)喧嘩等を除く。」と定義されています。

続いて、平成 23 年度の高知市におけるいじめ問題の状況と対応について説明いたします。

この資料は高知市におけるいじめの状況と対応ということでまとめられたものでございます。まず項目 1 は、いじめの認知件数を表したもので、高知市立学校全体で 52 件のいじめの認知となっております。

項目 2 は、いじめの認知件数における学年、男女の別を表したものでございます。

項目 3 につきましては、平成 23 年度末のいじめの状況を表したものでございます。3 月末において、解消に向けて取り組み中のケースが 8 件ございましたが、その後、解消されたケースが 6 件、現在一定の解消が図られたが、継続支援中のケースが 2 件となっております。

項目4は、いじめ発見のきっかけを、大きく学校の教職員が発見したケースと、学校の教職員以外からの情報により発見したケースに分けて表したものでございます。いじめの認知は、半数以上が学校の教職員以外からの情報となっております。

項目5は、いじめの態様として、どの様ないじめが行われたかを表したものでございます。いじめは複数の態様を併せ持つ場合がありますので、複数回答となっております。特に多いのが、冷やかしいやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるといったケースとなっております。

項目6は、いじめられた児童・生徒への対応を表したものでございます。学級担任を中心とした教職員の役割や対応が大切となっております。

項目7は、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組を表したものでございます。組織としての情報交流や体制の整備、子ども同士の間関係や仲間づくりの促進といった、事後の対応やまた未然防止のための取組を行っております。

項目8は、いじめ実態把握のために学校が児童・生徒に対し行った方法を表したものです。各校では、楽しい学校生活を送るためのアンケート「QU」のほかに学校独自のアンケート調査を実施し、いじめの実態把握を行っております。また、個別面談や日記、家庭訪問による保護者との連携等、アンケートや日常の観察以外に複数の手立てを行い、いじめの把握に努めております。

資料についての説明は以上でございます。

門田委員長

ありがとうございました。23年度の報告がありましたが、ここに出てくる数字は幸いにもいじめとして認知してもらった件数になるかと思いますが、これは毎年出す集計なのですが、傾向としては、認知件数は増えている、減っている、どのような傾向でしょうか。

人権・こども支援課長

先程、平成23年度は56件の認知件数と説明いたしましたが、平成21年度は、小学校16、中学校36の52件、そして平成22年度は、小学校24、中学校64、高等学校1の89件との報告を受けております。

門田委員長

認知件数は、中学校は数字の上では減ってきていますね。この結果に入っていないものもあるかと思えますけれども。

ただいまの事務局の昨年度の状況と対応の説明について、委員の皆さんのご意見、質疑等お願いいたします。

西山委員

さらに内容を深めるということで、質問させていただきますが、教育長から各学校長への、7月17日付の文書による通達でもなされているように、教職員で今一度いじめについての共通理解を図ることということが述べられています。

それを踏まえて伺いますが、教職員のいじめについての共通理解を職員会議等を通じて行ったということですが、その成果といたしますか、どの様な形でその認知が深まったかという証となるものが何かありますか。

人権・こども支援課長

先程の7月17日付けの各学校長に送った通知文書の内容について少し説明をさせていただいて、その後、通知文がどのように活かされているかということについてご説明させていただきます。

高知市教育長名で高知市立の学校長に「信頼される学校づくりに向けた取組の充実について」ということで通知をいたしました。初めの方は挨拶的な文章ですので、途中からご紹介しますと、「つきましては、学校経営におけるいじめに対する取組や危機管理について再度点検し、子どもや保護者、地域から信頼される学校づくりを進めていただくようお願いします。また、このような出来事を二度と繰り返さないためにも、この問題の重要性を認識することが大切であり、重ねて下記のような点について配慮し、各学校でご指導をお願いします。記、1、教職員で今一度いじめについての共通理解

を図り、今後もすべての子ども達が安心して生活できる学校づくりに努めること。2、この事件の報道等により、児童・生徒には少なからず気持ちの変化や、動揺等があると思われます。子どもたちの表情や言動等の小さいサインも見逃さないようにするとともに、期末懇談等においても児童生徒や保護者との情報の共有に努めること。3、1学期の児童生徒の状況を振り返り、気になるケースについては再点検し、より細やかな具体的手立てを行うこと。4、夏季休業中においては、登校日、加力学習、部活動等での児童生徒との関わりを大切に、児童生徒の状況把握に努めること。5、いじめが生じた際や、いじめが疑われる際には、いじめを受けた子どもの立場に立ち学校全体で組織的に対応すること。」という通知文書を出しております。

こういった市教委からの通知文書なり、またこれまでの文部科学省からの通知に基づきまして、各学校におきましては、いじめに関するアンケートを実施したり、いじめ問題についての教職員会議、共通認識を図るための研修、協議を行ったりしながら、通知の趣旨に基づいた取組を行っております。

この通知を出した後で、学校とも連絡を取り合いながら確認をしていったところでございますが、期末懇談等の中で、保護者等と話をしていく中で、少しこういったことで気になっていたところがあるといった保護者からの情報の提供等があって、その情報に基づいた取組を進めているといった報告も学校から受けております。

西山委員

日々、教育の現場の生の声が反映できるように最大限の努力をしている、ということによろしいですね。

山本委員

このアンケートでは「いじめられた児童・生徒への対応」というものについて質問をしていますが、いじめられた側でなく、いじめた側への対応はどのようにしているのでしょうか。

人権・子ども支援課長

まず、いじめ等が発生した時には、いじめられた側の子ども又は保護者の立場に立って対応することが、原則的に大切なこととなりますが、併せて、いじめた側の子どもへの指導等も大切になってくると思います。

いじめの背景等、しっかり状況を把握し、その加害者側の子どもの背景等もしっかり押さえたうえで、その子どもがより豊かに人間関係を形成し、健全な育成等への取組を進めていくためにも、行為は許されないことをしたのではあります。十分配慮した取組をしていかなければならないと考えております。

山本委員

すでに解決したものの件数が載っていますが、そういった指導を行うなかで、例えば同じ人に対してもう一度指導が必要であったということはなかったですか。

人権・子ども支援課長

いじめ等が起こった時には、もちろん被害者の側に立って、また加害者の指導も含めて対応してまいります。そして一定の解消ができた後も、その後の見守り等をしていくことがとても大切なことですので、そういった取組方をしております。

継続指導、見守りをしていくなかで、例えば同じ子ども達により同じような事例が発生した時には、さらに指導を進めていくことは必要になってくるわけがございます。最初の段階で、継続指導になった時には、常に教職員もその子ども達へ、しっかり状況等を捉えていきながら、声がけ等も含めた対応をしていきます。ケースによって違いもありますが、同じ子ども達の関係のなかでそのように状況が続いていくということについては、継続指導の中で十分配慮しております。

西森委員

5番の「いじめの対応について」ですが、このアンケート調査の際には、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」これが項目1。次の項目として「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」このような例示列挙をしたうえで、該当するというこ

とで回答を貰っているのか、あるいは自由記載によっているのでしょうか。

人権・子ども支援課長

学校の状況を把握していくためには、いじめの態様がどういった状況であるかということも、今後の取組に活かしていく上では必要なことですので、このように項目中での整理をしていきます。それ以外の当てはまらないような事例等につきましては、その他というところで整理をいたしまして、実際の内容がどのような態様であったのかということを確認しております。

例えば、項目5の「その他」に小学校1となっておりませんが、学校に確認したところこれは、荷物を持たされたという態様であったという報告を受けております。

西森委員

そうすると、一応この5番のアンケート上の結論は、ここに掲載している項目で、今あるいじめの態様はほぼすべて把握されたという形になっていると思ってよろしいですか。

人権・子ども支援課長

今までのいじめ等の状況を考えていった時に、ここにあげた態様が出てきていますので、全体的に一定は把握できると考えております。ただ、これですべてということではありませんので、常にそういった状況等を確認していきながら、必要に応じた整理の仕方を考えていかなければならないかと考えております。

西森委員

おっしゃるとおりと思います。

いじめといっても、現場ではどこからどこまでがいじめなのか、つまり、嫌がらせ、いじめ、喧嘩、揉めごと、ちょっとしたトラブル、どのように判断したらいいのかとなって、結局宙に浮いて誰もが放置するという事態があるような気がします。

項目以外に、その他の欄があるので拾う形にはなっていると思いますが、常にアンテナを張っていただいて、態様が複雑化していないか、巧妙化していないか、ここで網羅されない、宙に浮いているものがないか把握される形で、アンケートを毎年やっていかれる必要があるのだらうと思います。

松原教育長

この調査は、簡単に言うと全国調査です。

毎年全国の小・中学校に、こういうアンケートを実施していきまして、全体で実施するものですから、どうしてもこういう項目でおさえ、そのパーセントがどうなっているかを分析していくという形です。今回は、国もまだこの調査がすべて完了してない状況の中で、高知市の部分だけを取り出して、実態として提示した状況です。

我々としては、こういった調査を受けて、ご質問がありましたように、それぞれ心配されるような問題については、個別に当たっていくという方法を取っているという状況です。

門田委員長

3番の「年度末の状況」の中に、他校への転学が1件あります。この子はよその学校へ替わることで新たな中学校生活を開始したことになるかと思いますが、他にも、いじめによって、転校はしてないが学校に行けなくなった状況は把握されていないのでしょうか。

人権・子ども支援課長

いじめにより、学校に行きにくくなった状況ということでございますが、そういう事例が出た時には、学校として被害者に対する取組、また加害者に対する指導等を含めて対応しておりますが、平成23年度末におきまして継続指導になった数が8件ありました。年度末から今年の1月にかけて、継続指導の案件につきましては、ずっと対応してきており、現在6件について一定の解消が見られ、2件が継続の指導になっております。

そうなった時には、行きにくくなる状況は、それぞれのケースや個人によって違うものがあると思いますが、対応をしていく中で、支援やまた心のケアを通して対応しているところがございます。そのままの状況で置くことのないような取組をして、一定の解消につながったものもございます。

松原教育長

一定の解消が図られたが、継続支援が必要というものがありますよね。すべて具体的に教えてほしいというのではないですが、分かっている範囲でかまいません。どういった点が難しく、一定の解消が図られたものの、継続支援をしていかなければならないという結論になっているのか、あるいは解消に向けて、今現在取り組んでいるものがあるが、それは何が問題となっているのか、具体的事例として出してもらえたらと思います。

人権・こども支援課長

どの時点で解消になったのかという判断は、非常に慎重に、また総合的に捉えていかななくてはならないと思っています。いじめられた側の子どもが、そういったいじめの行為が続かない、なくなったと言った時点で一定の解消と捉えられることができると思っておりますが、いじめが起こった事実はやはり心の中には残ります。いじめが継続して行われる状況ではないけれども、その子どもへの支援、見守り、心のケアというのは継続して取り組んでいかなければならないこととなります。

そういった中で、子どもの心のケアを含めた状況で判断をしていった時に、やはり学校全体でしっかりと、その子どもへの見守りとか支援とかをしていくというが必要になってまいります。そういった中で、学校での状況とか、子どもの心の状況等が、まだまだこれは一定の解消はあるけど、より丁寧な関わり方をしていかななくてはならないというケースとして認めているものだと考えております。

松原教育長

できれば具体的な事例があるといいのだが。こういう点が中々難しく今継続しているんだとか、長らく時間がかかるとかというのがあれば。なければいいです。

人権・こども支援課長

やはり、子どもが一つのいじめの事例の中でどれだけのしんどさを背負ってきたかというところが問題になってまいります。例えば、お互いに謝罪ができたとしても、直ぐにそれですべてが元に戻ったかというところにはなかなかないと思います。それは、いじめのケース、状況等にもよるし、そのいじめに対しての子どもの心の精神的な引きずり等にもよるものだと思います。

そういった意味で、非常に指導が困難なためというよりは、フォローのため、継続してやっていかななくてはならない。特に、困難を伴う対応等はどんな物があるかと申しますと、本来であれば、互いに事実を認めて、学校生活を送るためのより良い人間関係をどのように作っていったらいいかということまで、十分にお互いが話し合うなかで理解できることがいいことなのですが、対応が難しい一つの事例としては、事実確認がお互いの理解の中では十分にできなくて、具体的な指導に繋がっていきにくいといったケースも中にはございます。

門田委員長

そういう解消になかなか繋がらない難しいケースの場合に、そういう子どもたちをサポートしてあげるところはあるのですか。学校にお任せするのですか。

人権・こども支援課長

後ほど説明させていただきたいと思っておりましたが、リーフレットの一番後ろのところを見ていただけますでしょうか。いじめが発生または発見された場合は、学校全体でその事実を共通理解して、組織的な対応をしていくこととなります。そのために、被害児童・生徒が、最も信頼を寄せている教職員等を含めて、学校の中で支援のためのチームや組織体制を作り上げてまいります。そして、指導や対応の方法について、人権・こども支援課など教育委員会事務局の中の各所課等との連携していきながら、また事例の内容等によっては、外部の関係機関等とも連携をしていきながら、子どもを支援していくための態勢を作り上げていくようになります。

そのためには、指導の経過の中で、今どういった状況で、どういうことが必要なのかといったことについて、教育委員会等と連携しながら取り組んでいくことが大切かと思っております。

西山委員

意見というか、補足で、見守りという中の大事なところ、すでに教育の現場ではもう十分実践されていると理解しておりますし、人間関係に関しては一般的に言われていることですが、居場所です。その人の存在が認められる場所があるのかどうかという点を、是非、さらに再点検をなさっていただきたい。

やはりいじめる側も、いじめられる側も何かの理由で、居場所の有無という点において、どうも面白くないといったところがありはしないかと思われま。居場所づくりというのは、もう既に私たちが一般的に使う言葉ですが、お互いの立場を認め合う、あるいは立場を確認するといった場所作りというところが、見守り、ケアといった部分では、かなり大事な部分になってくると思います。

ここでも形式的な仲直り、まあ言ってみれば「分かったわえ。」というような調子の、とおりいっぺんの受け答えをするようではよくありません。本来の居場所、本当に学校に行って楽しいという環境ができていくという形での解決というものが、課せられた課題であると思いますので、その辺にご留意いただけたらと思います。

依岡教育次長

いじめだけでなく、エスケープまた問題行動を繰り返す子どもとの絡みにもなっていく訳ですけども、ある中学校では、必ず誰かその子どもに関わる教員を付ける、コミュニケーションがとれる状態にする、つまり子どもとの関係を保ち一人にしないということで、必ず教員がだれか一人、関係を作っていく、という取組をしている学校がございます。

居場所づくりは、一番大事であるかと思しますので、まだまだ市内全校へ広げていくには十分ではありませんが、委員さんが言われたように、そういう視点から、いま申し上げたような実践が広がっていくような取組をしていきたいと思ひます。

それから、先ほど人権・こども支援課よりお話のありましたリーフレットでございますが、これも2年ぐらい前に、ある地域の方から、子どもの居場所やいじめに関して、なにかリーフレットはないかということで、我々にお話がありました。国とか、県のもはありますが、より細かい、具体的な対応ということで、高知市のものも必要なのではないかと考えまして、今のリーフレットを作成、配布させていただきました。声をそのまま生かしながら、色々なところからいただいたものを反映しながら作成したものがそのリーフレットでございます。

西森委員

こういうリーフレットを、子どもたちが常に目に触れる環境は作られていますか。つまり、子ども達に責任を持たせるといふ趣旨ではありません。ただ、「あなたはいじめられていますよ、声を上げていいんですよ。」であったり、「あなたはいじめているんですよ、お止めなさい。」であったりということ、時々教育する、時々なにかの時に訴えるのではなくて、日頃から掲示したらどうなんだろうと、ふと思うわけです。ただ、教育上、それがなんらかの悪影響があるという配慮があれば、それも教えていただきたいと思ひます。その辺の状況について教えていただけませんか。

人権・子ども支援課長

このリーフレットは、教職員向けいじめの対応により分かりやすいものということで作成した経過でございます。しかしながら、委員さんがおっしゃったことは大事なことで、例えば、学校、学級担任において、いじめの対応をしていくためには、やはり、子どもに分かる様な形のものですることになります。いじめを許さない学級づくりには、教職員だけではなくて、心から「自分たちの学級ではそういうことは絶対に許さないようにしよう。」「そういう人がもしいたらみんなで一緒になって考えていこう。」というふうに子どもの意識を高めていくこと、つまり子ども同士で自分達の学級や学校をより良くしていこうと考えることは、とても大切なことでございます。そういった点で各学級担任等が、子どもの仲間づくりとか、いやなことがあったらみんなで相談しようとか、例えば、小学校で授業が終わったあとに帰りの会がございしますが、そういった折に、いじめについて出し合っているとか、また子どもに分かる言い方や、子どもが見て感じ取れる様な、そういった掲示物を工夫しな

から学級づくりをしているところもあります。そのような動きのなかで、このリーフレットそのものを、教職員の手の手で止めるのではなくて、子ども達自身の取組に活かせるように繋げていかなくてはならないと考えております。

西森委員

大人の世界でも、職場では就労規則は備え付けてあり、いつでも閲覧できることになっていて、パワハラとか、セクハラ相談窓口がどこにあるかも掲示される。これが一応標準であるはずですが。

自分がどういう立場に置かれていて、困った時にはこういう形で救われるというシステムがあるということは、当事者が常に分かっているべきでありますし、加害者の側からすれば、自分はどのような形のシステムの中で注意され、学校で言えば教育される、そういうことについても分かっているべきではないか、それが、予防につながるのではないかと思います。

それと、リーフレットの8ページのところについて、まず、細かいことについて一つの感想を申し上げ、もう一つ大きなことについて申し上げたいと思います。

まず、1点目ですが、最初にいじめの発生あるいは発見とあります。ここは、まさに問題解決の要であり、ここを見落としていじめじゃないと把握したら、後はどうにもならなくなるはずですが。新聞報道でしか知りませんが、大津市の事件は、この入口で大きく誤っていると、失敗したというより誤ったと言ってしまっていていいと思いますが、誤っていると思います。しかし、これはいじめだ、皆で情報を共有すべきなんだということについて、今は個々の職員が判断する形になっていませんか、ということがまず1点目です。

そうすると、保護者の側からすると、感性のいい先生、あるいは前向きに物事を拾い上げようとする努力がある先生、こういう先生に当たればラッキーだけど、事なかれ主義にすませようとする先生がいれば、保護者から見てですが、いじめ発見はありえないということで、すべてが後に繋がっていかなくなると危惧いたします。

例えば、いじめの発生、発見とある時に、ここに言ういじめはどのようなものを指しているのか、そのところの共通認識は図られていますでしょうか。つまり、幅広く「あれ、おかしいな。」と思う際には、全部拾い上げるようであったり、逆にこれは深刻だと思った時初めて情報共有するようであったり、この辺りどの様に共通の認識を作っておられますか。

人権・子ども支援課長

いじめの対応等をしていくためには、まずいじめに対する理解というか認識を、教職員がしっかり共有しておかないと、例えばある人はそれに気が付く、ある人は気が付かないということは、結果として、いじめを見逃していくということになります。そこで、各学校においては、いじめだけに関わらず、気になる子どもの様子、言動を、学級担任が中心にはなりますが、学年でとか、また学年以外の先生とか、職員会等の中で共通理解するような形になっております。そこで、「うちのクラスの子どもの何々君にちょっと気になるところがありますので、皆さん何か気が付いたことがあったら知らせてくださいとか、出してください。」とお願いできるような態勢を取っております。一日の動きの中で学級担任が、休み時間であっても教室にいた時には、廊下とか、運動場についてはどうしても分かりませんので、気をつけておかなければいけないかなという子どもさんについては、そういった情報共有等を含めて、見守りの態勢をとっております。ある時には、「ちょっとこんなことがあったとき、いじめになっちゃうがやないろうか。」といったことが、学級担任以外から学級担任に伝わり、学校全体で共通認識を図ったということがございます。

委員さんがおっしゃるように、本当にその部分が、最初の大事なところになってまいりますので、アンテナを張るといことが、もちろん一人ひとりの教職員もそうですし、学校全体、場合によっては学校に限らず地域やPTA等を含めた早期発見、早期対応のための態勢づくり、取組といったものが大事になってくるかと思います。

個人の判断によって、その認識に違いが生じてくるのが決してあってはいけないので、そういった点について、学校においては職員会等の中で、また通知文書やこのようリーフレットを配布して

いく中で、その都度共通理解を図って、うちの学校ではどうやっていこうかといった態勢づくりを確認していくつもりでございます。

門田委員長

いじめの発生 発見という最初の入口のところですが、先生方一人一人、それから学校全体として、皆が子どもを見ていくというか、眼差しみたいなものは、やはり学校として共通するべきだと思います。子どもたちが朝登校してくる姿、校門をくぐる時の姿、もっと前に戻れば家を出る時の子ども姿、それは学校からは見えませんが、保護者からは聞くことができますよね。おはようと校門を入ってくる時の子どもの姿、あるいは言葉がない、下を向いているとかいう姿からもキャッチできる部分があります。それから教室に入ってくる子どもの姿、そういったものを教員がしっかり見ておれば、気付くことがあります。それから、学級担任は、最も子どもたちと接していますので、授業や、いろんな活動の子ども同士の関わりのなかで、やはり子供一人一人をしっかりと見ていけば、気づくことは沢山あります。いじめの早期発見はとても大事なことなので、教師としての子どもに向ける眼差しみたいなもの、それを共通理解しておくということはとても大事じゃないかと、私は思ってきました。

松原教育長

西森さんの言われた、一番初めのリーフレットの問題です。つまり、このリーフレットはともすれば教職員の理解だけで終わっているのではないかと、これが児童・生徒にも配れるような形をとったらどうかという話についてです。このことは、例えば、児童、生徒用、学校教職員用と保護者用の3パターンを作って、いじめは絶対許さない、発生させないという意識を啓発していく上からも必要だと思いますので、さっそくその方向で取り組んでいきたいと思えます。

西森委員

この度、高知新聞など、新聞各社が「いじめられている君へ」というようないろんな方のメッセージを載せていましたよね。あれはすごく心に届く言葉が一杯書かれていて、これで何人かの子どもさんがその都度救われたのではないかと感じたことがありました。

ですが、いかんせん新聞は家庭では処分されていきますので、もったいないことだと思います。折角ですから、それをプリントアウトして、子どもさんに配るとか、それこそ備え付けにしておいて、何かあった時に手にできるようにしてはどうでしょうか。掲示しておくのが一番いいのではないかと、も思います。通りすがりでも自然にインプットしていきますから。そういうようにせつかく新聞が出してくれたこういうものについては、有効に利用したらいいのではないかと、も思います。

松原教育長

是非これはやってみたいですね。勇気を与えますよね。いじめられている子ども達が、いろんな形で自分を分かってもらっているんだということを、自分自身が体感することによって、勇気を持って対応できるような形になります。なかなかの名文もありますし、説得力もありますので、是非これは教材にして、子どもたちの目に触れる場所に掲示するなり、またリーフレットの中に入れることもできるし、必要ではないかと思えます。

門田委員長

今、ちょうど夏休みですが、夏休みが終わって2学期を迎える時の子ども達の姿は、とても大事で、ここでも色んなものをキャッチできるのですね。ですから、これはぜひ実施したほうがいい、ということ、早め早めにやっていったらよいと思えます。

松原教育長

それと、さきほどお話のた、いじめの発生とか発見の前の段階の問題についてお話しします。高知市の場合、お手元に資料をお配りしていると思いますが、「QU」とか「あったかアンケート」とかこういうものを行っております。「QU」は全国版ですが、「あったかアンケート」は、小・中学校別に全国に先駆けて小中学校の先生方が作っているものです。

こういうアンケートをすることによって、いろいろな形の子どもの内面が事前に教師自身に分かる。場合によって、ほんとにいじめで悩んでいる子どもは、それらしいことを発信してくるということで、

高知市の場合は、こういうものを使って、いじめの前兆に当たる部分を先生方が把握しながら対応していると言えるのではないかと思います。

教育研究所の方がいれば、その辺りの活用についてご説明いただくといいのですが。

教育研究所長

教育研究所長の多田でございます。

やはり子どもに居場所があるということが、大変大事なことになってきます。そのために平成 16 年から取り組むことになりました、「あたたかい学校生活を送るためのアンケート Q U」というものを、高知市全体で実施しております。

また、平成 22 年度に「あったかプログラム」というものを作成しました。これには、子ども達にとって居場所のある学級にするために、またお互いの心が分かるようにというような目的があります。例えば、学年が変わった時、新しい学級になった時に、学級開きの中で、友達を知っていこう、自分のことを知ってもらおうということや、あるいは朝の会、帰りの会の小さなコマの中で、お互いを知ろうとか、門田委員長も言われましたけれど、夏休みが終わった時、「どんなふうに過ごしたの。」「泳ぎに行ったの。」「海に行ったの。」とかいうことを出し、自分を出すことで自己肯定感を、あるいは友達を認める、などということを実践していくためのプログラムを作っております。これは全職員に配っております、それぞれが自分が必要なプログラムを使って行ける冊子であることを発信しております。

それと併せて、「Q U」は全国版ですので、高知の子ども達に合ったものということで、大学の先生に協力していただき、「あったかアンケート」を作っております。それは、10 分程度でできる質問紙ということで作ったものですが、この「あったかアンケート」というものは、自分らしさのアンケート、つまり自分を振り返るためのもの、そして学級風土を見るものという 2 つに分かれた体裁になっています。

学級担任、学校の教員が、個々の子どもを見るばかりでなく学級全体を高めていくことが必要になってくるということで、このようなものを各学校、教職員の方にも配ることが有効である、という観点で作っております。

門田委員長

これもほんとに活用してほしいものです。担任に返ってくるものが、たくさんありますからね。担任が受け止めなきゃならないものが。その覚悟を持ってやらないといけませんよね。学級経営や自分のやっていることを謙虚に見つめることができずに、このアンケートを素直に分析できないというところが出てくると、このアンケートも生きてきません。やはり、先生方も自分の教師としての力量を高めるために、これを使うんだという意識が大切ですよ。「やらないかんからやりゆう。」ということではなくて、子どものために、自分のためにやる大事なものだという認識がないと、ただのアンケートになってしまうと思います。

松原教育長

いじめへの対応もそうですが、こういうアンケートをした時に、自分でデータそのものを抱え込むということではなく、やはりその学年の先生同士といった学校の組織の中で、そのアンケート結果を提示することによって共有化していかなければ、先ほど言ったように、先生によって重大に受け止めたり、軽微に受け止めたりして見逃してしまう状況になってしまうといけません。やはり、こういったアンケートを採った時には、我々としては、学年会といった組織の中で、あるいは生徒指導委員会といった組織の中で、その情報を提示することによって、学校全体で対応を考えていくというシステムに作り替えていかないといけないかなと思います。

西森委員さんは、そこをさっき言っていたのかなという感じがします。

門田委員長

理想を言えば年に 1 回ではなくて、経過を見ながら年に何回か実施し、その度に自分の目指す学級に子ども達が近づいているという手ごたえがあると、担任もすごくやる気が出てきて、嬉しくなるし、

よく頑張ったという成果が見えるのですけど。大体年に1回の実施なのですか、何回かありますか。
教育研究所長

このアンケートは、委員長さんが言われたように、1回ではなく、子どもの変化を見ていくことによって、学期に1回とかいうような形で使われていると思っております。先程もございましたが、アンケートをすることが目的ではなくて、その結果をどう生かしていくかが目的でございますので、「この子どもは友達とうまくいっているな。」と書いていても、やってみると「いやちょっと気に掛けてあげないといかん。」ということが発見できる、そういうものでございます。いかに使うかということと、その結果を1週間以内には集計して、子ども達に返す、学級経営にも活かしていく、また自分だけではなくて、いろいろな視点で助言ももらいながら、今日も、あったかプログラム、あったかアンケートの活用について、教育相談班のほうが、校内研修会への参加を予定しております。各学校でこれをどのように使うかということ、また検討していただきたいと思っております。

門田委員長

見えているようで見えてない子どもの姿もたくさんありますので、とても大事だと思います。

西森委員

「あったかアンケート」に関連してですが、各項目に沿ってグラフ化とかはされていると思います。これは記名式ですので、グラフ化等により全体として捉える見方と、「そうか 君困っちゃうがや。」という見方があると思います。話が広がりますが、公立学校である以上、どんな子どもさんも当然입니다。困りごとがない方が不思議というか、困りごとがあって当たり前です。本当に生活苦で困っている。親の葛藤の中にさらされて困っている。逆に、非常に教育熱心な親の下で困っている。友達同士のいじめで困っている。いろいろなことがあってくると思う。

先生としたら、そこで手控えなのか頭に入れているのかは分かりませんが、君はこういこととで困っている、××君はこういこととで困っている、というように広げて把握してくださるんだろうと思いますが、それをさらに皆で、個人情報の問題あるかもしれないが、例えば学年団というのでしょうか、共通に把握していくようなシステムがあるのですか。

人権・こども支援課長

システムについてでございますが、例えばカウンセラー等の活用も含めて、職員会議等の中で情報共有することを先ほど申し上げましたが、「ではその子については、こういう支援をしていきましょう。」ということを決める支援会議をする一つ手前の体制かと思っておりますが、関係者が集まって、「今こういう状況なので、では、教育委員会のこと、ここと連携を取ってやっといこう。」とか、「教育研究所の相談班等に来てもらって、この子の事例についてはどのように子どもや保護者へ支援して行くか相談する。」ということを考えていく会議を行っている、校内体制の中に位置づけている学校はあります。

西森委員

先ほど申し上げましたが、いじめの問題に戻ったり、もう少し視野を広げたりというところで、話の焦点は変わってきますが、大津市の生徒が自殺した問題はいじめの問題とされていますが、報道どおりとすれば、感じ取れるのは、先生が生徒の苦しみや生徒の困りごとを拾おうという姿勢が見えないですね。「困っているかもしれないが、困ってないと本人が言っているからいいや。」であったり、「大丈夫だといっているからいいや。」であったり。「いや、困っているでしょう。何とかしちやろう。」というある意味お節介と言ってもいいかもしれないが、介入していこうという姿勢、つまり子どもは当然未熟だからいろんなことで困るんだが、それを大人としているんな方向で、過度に干渉しないように、かといって放任にならないように、大人として指針を示しながら育てていって、「こういうふうに対応すればいいんだ。乗り越えられるんだ。」ということも教えて、そして社会に元気に出してあげる、こういう視点が、あの大津の報道からはうかがえないですね。

そこで、「あったかアンケート」もされている、学校によったら問題を共有する努力もされている、とはいえ、「公立では各生徒さんに困りごとがあって当たり前、だからそれを積極的に拾っていこう。」

ということを、まず共通認識として再度教職員の皆さんに訴えかけていただけないかと思います。当然本業は、勉強を教えることですから大変だと思います。先生方には人的にも手一杯だったら、もう少し別の形でサポートも必要かもしれませんし、その辺りのところはいかがでしょうか。

人権・子ども支援課長

今のところは、私も非常に大切な視点だと思っています。いじめを早期に発見していくためには、すぐにそう言いだせる、子どもの側からしたら先生に伝えられる、また教員の方から言うなら、「いつでも言ってきていいんだよ。あなたのことは絶対守るからね。」といった相互の信頼感が必要だと思っています。

人権・子ども支援課には2つの班があって、1つは生徒指導班として、いじめ問題等の対応をしておりますし、もう1つ人権教育指導班がございます。子ども相互の、子どもと教師が、教職員が、また保護者等との関係を作っていく中で、やはりすべての教育活動というのは、人権を尊重していく活動が基盤になっていると思います。そういった中で、何かが起こってから初めて、「何でも言ったらいいんだよ。」ということではなくて、日常の中で、信頼される教職員であること、そして子どもを信じ、また、子どもの気持ち受け止められるような関係作りをしていくことが大切でございます。そういった意味でも、人権・子ども支援課の取組としては、各学校における人権教育の充実に向けて、互いを大切にできる、互いに思いやれる、互いに関わりあって成長していけるような関わりを教職員、大人も、子どもも一緒に考えていくということを重点に置いて学校側への支援等を行っているところでございます。

まだまだ、足りないところもあるかと思いますが、人権の視点をしっかり大事にした、人間の係わり、子ども同士の係わりということを大切にしていかなければと思っております。

松原教育長

大津の問題も含めて、そして、いじめ問題だけではなくて、教育の原点とも言えると思いますが、一人一人の子どもをどう理解していくのか、児童理解とか、子ども理解というものが根底にないと、すべての教育活動は砂上の楼閣になってしまう感じがします。そういう面で、大津の問題も、いじめ問題もこれからの公教育の原点みたいなものを、教訓として、我々に残していくのではないかと感じますね。

西森委員

事務局からも早期に行いたいという話があって、まったく賛成です。

今回ほどの事例になれば、むしろ今回ほどの事例というまでもなく、人に怪我をさせたり、お金を取ったり、嫌がることを強いたら、それはもう刑法犯罪であって、中学生も一定の年齢を超えてくると、それはもう警察の手に委ねて、少年法とは言いながらも、大人の社会のルールの中で裁判官の前に引き出されなければいけない訳です。この子ども達は、学校に帰ってくることが困難になるわけです。であれば、やはり早期の段階で、未熟な子どもたちが、あえて言いますが、うっかりと人をからかって快感を覚えてしまった段階で、いけないこととして止めて、何らかのシステムの中で、改善といいますか、教育を図って行って、被害者も、加害者も学校に残っていける、そういうようにしていけないといけないと思います。今回の大津の事件は、自殺という重大な結果が生じたということもそうですが、自殺に至っていない段階であっても、あれはもうやり過ぎで、もう警察に委ねなければいけないと私は思いますので、そうなる前に、教職員は自分の生徒を失いたくないなら、早い段階で手を打つべきだと思います。

もう1つ、私が個人的に疑問に思うところを言いますと、今のシステムでこれから持ちこたえていけるかということです。つまり、現場の教職員の熱意に訴えていこう、共通認識を図っていこうという話が今まで議論されていますが、それですべての先生がそのように対応してくださったら理想ですが、広い意味での紛争解決ということ言えば、これはちょっと違う専門の領域ではないかと思えます。例えば、先ほど言いましたいろいろな困りごとの中で、あえていじめに絞って絞込んでいこうと、私なりに思ったのは、まず刑法上の罪が問われるものか、問われないでいいものか、では問われなかった

時、今度は民事上で不法行為に該当するものか、該当するということは損害賠償責任が発生するということですが、ところがそこにも至らない、裁判したら民事の不法行為としては認められない、ただ実際に子どもさんは困っている、つらい思いをされた、こういったレベルのものがあると思います。多分、線引きが本当に難しく、だからといって、軽々に、それはその子が過度に強調しているだけだとみなして切り捨ててもいけないと思うのです。さきほど言った困りごとを拾うという観点からすれば。

対応面でいえば、刑事上の犯罪と、民事法不法行為に該当するものと、いずれにもちょっと該当しにくいものと大まかに3つに分けたとして、次に結果としても、自殺という最悪の結果を生むものと、不登校、これもまたよろしくない結果を生むものと、悩むレベルで終わるといえば終わるもの、でも悩むレベルだって本当は解決してあげたいですよね。あとは当事者の属性にいたっては、これは千差万別で、被害者、加害者、その保護者となってくると、おそらく組み合わせは複雑怪奇で、そうなってくると更にケースバイケースなのだと思います。

こういう複雑な事態を、学校で教えることが本職である現場の先生が、察知して的確にその後の方向を見極めて何らかの方策を組んでということまで委ねて、あるいは学年団で共有してと言っても、私から見たら、この複雑な状況をどうやっていくんだろうと思ってしまいます。これは保護者の側から見た時に、システムが脆弱ではないか、これほど複雑な問題に対応するのに、現場の先生の主観や能力に任せている状況は、もはや限界ではないかという感じもするわけです。しかも、これについては、教育という側面があり、子どもにとっては、大人がこの状況で何をしてくれるんだろう、サインを出した時どんな対応をしてくれるのだろうということ、言葉は悪いけど、大人も試されていると思います。やはり、それにはしっかりと応えて、大人というものは知恵があって、皆で助け合えばこれだけの形で解決する、ということは示していきたいと思います。

文部科学省では、複雑な事例、解決困難な事例について、支援チームを立ち上げようという動きがあるという報道がありましたが、複雑になってから、困難になってからではだめだと思います。資料にある平成24年7月23日付け高知新聞の記事ですが、省内にいじめ対策新組織、現場任せ転換、積極連携とありますが、やはり、やるべきは早期の対応であろうかと思います。そういう意味では、今までリーフレットとか「あったかアンケート」とか、高知市でいろいろなことされているのは良く分かります。これらを更にひとつ深める、これらを活用しながらもう一段有効な対策を取るという意味合いで、もう少し持続可能なシステムを構築できないかと思います。例えば声が上がると。親御さんからでもいい、子どもさんでもいい、あるいは見ていた子どもさんでもいい、どなたでもいいですが、なにかあったらここに言いましょう。ここというのは、学校の先生でもいいし、別に受け止める人がいてもいいかもしれません。上がってきたものは、全部拾います。それは大変な労力であると思いますが、全部拾って、最低限、先ほど私が申し上げました位の法律上の3つくらいの分析はして、これはこのケースこのケースと分けていくようにする。もしかしたら、中には家庭の問題とかいろいろなことも拾い上げるかもしれません。そうした時には、これはこちらの範疇ではなくて、児童相談所に連携しようではないか、これについてはこうしようと積極的に解決を図っていくようなシステムの構築です。それを改良しながら作って行って、また生徒と保護者に公表もして、「ここにいたら大丈夫だ、何かあっても必ず最後になれば助けてもらえる。」と思ってもらう。もちろん、最後にならなくていいんです。最初の段階で助けてくれるというような、がっぶり4つの取組をするというようなシステムを作ってみるといえるのはいかがでしょうか。必要に応じて、諮問機関を設置するなりして、専門家の意見を集めて、どういう取組、システムがいいのかというようなものを作ってみたらどうでしょうか。

門田委員長

西森委員さんがある程度描いている理想とするものはございますか。

西森委員

これは大人の世界をまず一つ雛型にしたうえで、次に教育問題ということの意味を兼ねる方向で考

えてみましたが、パワハラとかセクハラ問題だったら、普通は企業では窓口というものは設定されていますよね。会社に窓口が置かれていて、それからセクハラ、パワハラに対する対応の方策、指針というものもきちんと示され、掲示もされていると思います。会社であれば、その窓口はしかるべき部署なのだけれど、その窓口も結局は上司になってしまう、ということもありますから、そういう場合だったら、誰か第三者に言うような窓口をまず明確にする。そして、姿勢としては先ほども言いましたように、上がってきたものはすべて拾う。「えっ、これが。」とか、「本当に。」とか思うものもあるかもしれませんが、それこそ学校で扱う問題なのかというものもあるかもしれませんが、とにかく全部いったんは拾い上げる。例えば、いったんは学年団の教職員の皆さんで話し合ってもいいと思いますが、そこに外部の人を入れる。保護者であったりだとか、弁護士等もいてもいいかもしれませんが。そういうところで、会議にかけていって、些末なことであっても全部拾って、どういう問題かということを確認していく。そうして、早い段階で、双方の保護者におきている問題を伝えていく。個別の方針、指導となってくると、そこはまさに教育者のプロパーになってくるかと思いますが、教育者としてどういった形の支援がいいかということ、皆で知恵を出し合いながら、ケース一つ一つで作っていく。場合によったら、一回話をしたら、「ああ、先生に聞いてもらってよかったよ。」で終わるかもしれませんが、「いやいやこれは刑事犯でしょう。警察呼ばないといけません。」と誰かが言うかもしれませんが。とにかく全部を拾うかたちで、第三者を入れていってはどうか。その第三者には地域の保護者という発想も当然あります。そんなイメージが漠然とあります。ただ、具体的にすべてのケースと言われたら大変なことになりますが、とにかく拾い上げる、声上がるのに無視は絶対はないし、声が上がらなくても、場合によったら、無理矢理にでも拾ってくる、そんなことができないかなと思います。

親だって、気付かされることがあると思います。「お宅の子どもさん、実はあなたのやり口に非常に悩んでいるようですよ。」と言われて、びっくりしてしまうということですよ。でも、それで親としても早い段階なら戻れると思いますし、いじめの場合でいえば、加害者の親にはいじめという言葉を使うのはよくないと、尾木直樹先生はおっしゃっていますけれど、「あなたの子どもさんは、相手の子どもさんにこういったことを言って、相手の子どもさんは泣いて帰ったそうですよ。」と言われたら、「それは誠にすみませんでした。子どもに対してどんなふうに言ったらいいのでしょうか。」と聞ける、これはこうだからと相談に乗ってもらえるとかいった形になったらいいなと思うんです。理想論ばかりで申し訳ないですが、以上です。

門田委員長

人権・こども支援課長の話の中に、両方の言い分が食い違って、事実が何なのかというのがはっきりしない時には、なかなかいい解決に向かわないという話がありました。そういう時には、学校だけで抱え込んで、解決に向かわないと思いますよね。いま言われたようなシステムが、理想ではあるが、できればいいですね。

松原教育長

西森委員さんが大事なことを言われたと思います。このいじめ問題について、子どもが勇気を持ってこういうことをされたと言った時に、それを教師の価値観だけで伏せこんでいくという状況になってしまうと、深刻な状況になって行く可能性があると思います。さっきも言ったように、すべての情報は1回は拾って、学校関係者だけではなくて第三者も含めて、もう1回その問題を見直す。場合によっては必要な支援をしていく。このようなシステムは、難しいけれども、それに近いシステムは作っていかねばならない可能性はあります。すべてを拾うというシステムを作っていないと、一部の先生だけで、いじめではない、と仕分けをされたのでは、勇気を持って訴えた子どもの思いは伝わってこないということです。これは喧嘩だからたいした問題じゃない、喧嘩両成敗で、二人で仲直りさせて終わりにしようとなってしまうたら、せっかく勇気を持って言ったことが、台無しになってしまうといった問題もあるので、すべての思いを拾うということ、教師だけでなく、第三者の意見も大事にしなが、その判断の中で皆がやっていくことは、どこまでできるかではあるが大切な視点で

はないかと思えます。

西森委員

もう一つ、こちらもすごく手間ひまかかると思えます。先ほどの双方の言い分が違う場合がそうですが、そのような時は聞くしかないと思えます。聞くというのは、耳を傾けるという意味ですけど、加害者とされる者、被害者とされる者両方から、もうひたすらもう聴いて、聴いて、聴いて、聴いて、もしどちらかに嘘が混じっているのであれば、おそらく話はいずれ行くべきところに戻っていくでしょうし、双方の認識の違いであれば、聞いていくうちに、聞いてもらううちに、ああ、相手の思いはそこだったかというところに行き着くかもしれない、行き着かせたいと思うところです。やはり、加害者側、被害者側両方の声をしっかり拾わなければいけないと思えます。そこで、もしどちらかと言いつつ、この子は認識がずれているということになれば、それはまた新たな問題の発見の兆候になるでしょう。「相手が悪いことしたがやき、ほんでやられて当たり前がやろ。」という子どもが仮にいるとしたら、それは一つのヒントになるというか、この子にはこういう対策が必要なんだなとわかることとなります。だから、声が上がったら、同時進行で双方の話をじっくり、じっくり聞かなければいけないし、保護者からも聞かなければいけない。それをみんなで持ち寄って、総合的に見てこのグループについては、被害者側にはこういう支援、加害者側にはこういう支援が必要であろうと。あるいは、このケースは被害者でも、加害者でもないね、ただ困っている事実があるので気をつけてこのような手を足そうということです。ものすごく手間ひまかかると思えます。今までそれを学校の先生方の頑張りにまかせてやってきたと思えます。実際に、頑張ってもらった先生もいると思えます。だけどそれが常にできるかといった時に、さっき申し上げたように保護者としても、システムの脆弱性を感じてしまう。それは安定している、安心していられるとは言えないと思ったわけです。

門田委員長

各学校には、そういう場合の組織というか、システムづくりはかっちりできていますけれども、それは全部教師の、学校の中ということになります。他の機関にも、学校から発信していくというシステムもできていますが、また違ったものということですね。

西森委員

まさに問題になっていて、児童相談所に相談するケースだとか、警察に相談するケースだとかいったら、確かに連携するかどうかは既に決まっている話になると思えます。今申し上げている視点の場合は、それ以前の段階の時に、困りごとの問題として、大人としてそれにどう取り組んであげられるか、中には当然自分である程度考えて解決するように、というアドバイスをしないといけないこともあるでしょうけれど、その場合も、取り組まないのではなくて、それをアドバイスをするという一つの解決策なのだと思います。いま、学校は困りごと解決の場というようなイメージを作ってしまった形でお話ししていますので、本来の学校はそこまでの責任を負うんですかと根本的なことを聞かれると、いや、学校教育の場だからとなってくるのかもしれませんが、ここにいる子ども達、目の前の子どもである以上、全部ひっくるめて困りごと解決しようというセーフティネットみたいなイメージだと思うんです。

門田委員長

日々学校の中で繰り返される子ども同士のいろいろなドラマ、それはいいものも悪いものもありますが、そういう日々にかかるいろいろなトラブルみたいなものは、それはもう日々記録していけば、ドラマができるぐらいのものが展開してはいますが、そういうものも、それを乗り越えることで教師が力量を高めていくものですし、子どももそこで育てられていくということも学校の中の大事な教育だと思います。

システムづくりということで、西森委員さんからご提案が出ていますが、事務局の方で、それに対して、感想なりご意見等ありましたらお願いします。

学校づくり推進委員会ですか、そういったところで、地域の方とか、保護者の代表とか、そういう組織を普段から学校と連携を取っておれば、そこもサポートしていただく組織にはなりますよね。

松原教育長

全市的な組織としては、学校に対してのクレームについては、学校サポート委員会というのを作っています。弁護士さんとか、警察OBとかいろいろな方々、多様な方々に入ってもらって、訴えた人から話を聞いたり、あるいは訴えられた人から事情を聴いたりしながら、仲裁役を務めていただくみたいな形のシステムを作っている。それに近いものが、場合によったら必要ということなのでしょうね。

門田委員長

そういう時に我々、教育委員の役割は、何かあるでしょうか。

松原教育長

教育委員さんについては、そういった問題を論議する前に、教育委員会として、自由に論議をしていただいて、我々事務局にこうしたらどうかといった意見なども言っていただいて、我々としての努力を先にさせてもらいたいと思う。まずここで、十分論議をしてもらいたいと思います。

西山委員

学校と地域と家庭の連携という言葉がよく用いられていますね。それは当然やっていかなければいけないが、その成果をさらに上げていくためということを考えたら、おそらくゴールはないと思います。究極的にはずっと続けていかなければいけないということになると思っていますが、その中でたまたま今回いじめが顕在化しています。それを受け止めて、更に学校と家庭と地域とが連携を保って、子どもの学びの場がより良きものになるように、また保護者との信頼関係が良くなるように、地域の人々との信頼関係ができるようにということが行われて、そして、教職員の方々がさらに能力を発揮していただきやすい環境整備をすることが私たちに問われているのではないかと思います。だから現在あるいろいろな会議を、これからどういう形でさらに深めていくかということで、先ほどの議論を受け止めていただいたら、一歩前に進むのではないかと思います。

山本委員

子どもたちに対して「QU」というものがありますが、これを受けて例えば現場で、先生方の生の声、こういうことが難しいという部分、そのような声を、どこかでひとまとめにしていくというやり方が必要かと思えますし、学校でそれぞれの先生に温度差があるとすれば、その温度差をなくすための研修も考えていくべきでしょう。先ほどのいじめになる手前の悪ふざけ、喧嘩等を、仮に個人の先生が発見もしくは子どもたちに知らせてもらった時に、学校でその先生が発言しやすい環境、例えば教職員の仲間作りというような、その関係なども大切にしていけないといけない。つまり、そこで先生が発言をすることによって、その先生が大変な状態になるとかいったことがないように、うまく経営ができるような環境を作るようお願いしたいと思います。

門田委員長

子どものためにと思うべきことを、先生方が校長に自分の学級を評価される材料になるといった受け止め方をすると、全部アウトになると思います。そうではないというのが大事だと思います。教育委員もいろいろなものを評価しようとしているのではないのでしょうか。

他に対策はないですか。

西山委員

本音を話せる、安心して話ができるということが、非常に問題解決にとって重要だと思います。そのところで、良かれと思ってオブラードに包むと、問題が目指す方向がぶれてくると思います。とにかく安心して発言できて、やり取りができることが、前に進む第一歩ではないかと思います。

門田委員長

ここまで、高知市の説明を受けて議論をしてきましたが、大津の事件のような深刻なケースは今のところ起きていないということで、とりあえずは安心してはいますが、でもこれは安心する問題ではないですので、これからも子ども達が学校生活を安心して、安全に送れるようにするための意識を常に持って努力していかなければならないと思っています。このように活用できるものをたくさん準備し

てくれていますし、以前から比べると、学級担任が全部問題を抱え込んで苦しむという態勢はずいぶんなくなっていて、いろいろなサポートが周りがあると感じています。そういうものも活用しながら先生方にも頑張ってもらって。それから、高知市は従前より人権教育を大事に取り組んできましたので、このことを大事にしながら、いじめを許さない学校づくり、学級づくりを、これまで通りに進めていくことは、とても大事ではないかと思っています。教育委員会の事務局や学校において、以前から比べると、ちょっといじめが見えにくくなっているのではないかと、なかなか学校だけで抱え込んで解決していくことが難しいケースも増えていることを考えると、委員さんから出ました、学校だけではなく保護者や地域そして周りの学校を支えてくれている関係機関との協力と連携を一層進めていくことが重要であると考えます。

ここまでの私達の審議を受けて、事務局の方で何かありましたらお願いします。

人権・こども支援課長

本当に貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。事務局として、子ども達が安心して学校生活を送れるような取組をしていくことは、大変重要なことだと思います。そして現在の取組すべてがこれでいいかという視点で、先ほどからいただいたご意見を踏まえて、常に見直しや改善をしていく視点を持った取組をしていくことが大事であると考えています。学校だけではなくて、保護者や地域と連携して子どもをも見守る態勢をしっかり作っていき、そしてその中で、子どもや保護者、教職員との人間関係作りを通して、一人一人の子どもに安心、安全な学校生活を送れるような取組を進めていけるように、これからも学校等で周知していきながら邁進していきたいと考えております。

門田委員長

ありがとうございました。

それではせっかくの機会ですので、大津の問題から、私たちが今後活かしていかなければならないであろうと考える課題があるかとも思います。また、一人の中学生の尊い命が亡くなっている、こういういじめによる自殺という事件は、以前にも繰り返されたことがあって、そこで学べたものがあるはずなのに、それがやっぱり活かされていないというところもあります。今回の大津のいじめ問題を通して、私たちはどういうことを課題としていかなければならないかについて少し議論してみたと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆さんからご意見がありましたらお願いします。

私もあの事件は、テレビとか新聞とか、最近ではたくさんの週刊誌にもいろいろな情報が載っていて、どうしてこんな誰も幸せにならない、当事者が全部傷つく、一人の中学生の命が亡くなったこともすごく重たいことであることに加えて、そのことに対しての後の受け止め方が間違っただめに、ほんとにたくさんの方が、また更に傷ついてしまったという感じを持っています。

だから、あってはならないが、こういう不幸なことが起きた場合に、教育に関わる私たちの責任は、どう問われるのだろうか、今回のことをどう考えているか、そして私たちができることは何かということについてもご意見をお聞きしたいです。

西山委員

これは社会問題として捉えた時に、まず加害者、被害者という枠組みで事実認定をして問題を処置していくやり方で行くと、限界があると思います。それ以前に、先ほど西森委員もおっしゃったような、何かを変えていかなければいけない。従来のやり方のちょっと目先を変えて、既存の様々な機能を十分活かしていくということで、道を開いていく必要があると思います。

先ほども少し出ていました。やはり、言いたいことを十分伝えることができるという場作りをして、学校と家庭と地域が実のある連携を作ること。今まで連携をします、しますとって、いろいろなことをされてきて、まさに開かれた学校づくり推進委員会や学校サポート委員会などが存在するわけですが、その機能を更に活かしつつ、加害者、被害者ということではなく、いろいろな課題、苦情といったものについて、話し合いの場を持って、そこでとにかく話を聞く、黒白を付けるということよりも、大事なことは、聞く場を設けることによって、ずいぶん今までとは異なった方向性が見いだせて

いくのではないかと思います。これに限ってみると、コミュニティの再生にも繋がってくる。隣近所の意思の疎通が取りにくい状況に置かれておられると思います。そうした中においてもこのような地域の連携ができるような話し合いの場を構えることによって、地域の中の学校としての社会的な役割がまた新たに明らかになってくるのではないかと思う。

今回の事件を受けて、加害者、被害者の関係ということで、何か糸口なり、解決策を見出すということにいてしまうと、行き詰ってくるような気がしてなりません。

門田委員長

そうならないための姿勢が必要なのですね。

西森委員

感想です。いままで具体的な話をさせていただいたので、本当に情緒的なことを申し上げます。

やはり、立派な大人でありたいということ強く感じております。

子どもに見せられる大人の姿勢は、今回の大津の教育委員会は一切示さなかった。「嘘つくがや。隠し事するがや。なかった事にするがや。そうやって立場を守るのが大人ながや。」という印象を子ども達に植え付けてしまったということだと思います。報道が過熱化していく中でも、なお、誰も大津市のあり方を自分達で止めることができていなかったのではないかと。この対応はまずいのではと気付いて、方向修正してもよかったのではないかとと思うのですが、警察が入って、市長が頭を下げてとなるまで、よろしくない大人の見本を示し続けたと思います。

私は、自分で非常に未熟な人間で、役不足であることは自覚しておりますが、やはりこの場に座らせていただく上では、自分の及ばない中で、調べられることは全部調べて、世間ではこれが常識で、こういう対応をすべきですと言えるようにと思っています。

今回の事件というのは、危機管理の問題です。いざ危機が起きた時に、民間の企業だったら社長が出てきてどういう記者会見をするか、その時に弁護士と綿密に打ち合わせて、認めるべきは認めたほうがいい、嘘はつかない方がいいといて、きっちりするはずですよ。調査委員会を早めに立ち上げて、しっかりと正面から調査して、周囲からなるほどと信頼を得て、認めるべきは潔く認めて、駄目なものは、認められないものは、毅然として認めない。認めたことについては、その責任をしっかりと負う。そういう大人としての姿勢を、この教育委員会では示していくべきだろうとおもいます。そこで、さっき申し上げた、ここの席に繋がる者として、そういう気概を持って発言させていただきたいと思っています。

山本委員

学校、もしくは先生自体が隠蔽しなければならない環境というのが、どうしてでてきたのかなということの解明し、それへの対策を考えていかないといけない。自由に話ができて、子ども達を平等に見ることのできる環境作りが必要だなと思います。ここにありますが、いじめという言葉が先行している中で、喧嘩なのか、悪ふざけかなというその認識が違ったことが、最終的にこうなったのかなという話よりも、そういった手前の段階で対応できなかったのが、大きな問題だと思われます。それを、こういうことが起こっている、実際起きましたということを生徒から告げられている部分がありますので、なぜそれを先生方が隠さなければならなかったのかというのが一番大きな課題だと思います。それさえなければもっとスムーズに物事が動くのではないかと思います。

門田委員長

今回起きたいじめと、自殺の関連をきちっと検証するということ、これは難しいので、どこかに委ねないといけません。ただ、一人の未来のある中学生を、自らの命を絶たねばならないほど追い詰められた状況に置いてしまったということ考えた時に、その子に関わる周りの大人、特に教育者として関わってきた者は、まず、そのことを重く受け止めて、一人の子どもの尊い命を守れなかったことについては、ほんとに真摯に頭を下げるべきだったのに、弁解が先になった。だから、一人の命を、あまり重く感じてないじゃないかというような印象の会見をしてしまった。それを聞きながら私も胸が痛くなったのですが。その時の教育委員会の役割が何もなかったと、何にも役に立たなかったとい

うように、教育委員会もひどく言われていましたが、あの時に教育委員会はどうすればよかったのかなどなど、考えることは一杯あるなと思いました。教育長さんいかがですか。

松原教育長

この大津市の問題は他人事ではないと、特に教育長として、学校現場からそういう情報が上がってきた時に、どう対応するかとなった時には、学校現場からの情報を信用して、同じようなコメントをしていく可能性は十分あるという感じはします。ただ、自殺する前から兆候がいろいろ表れてきているという状況を考えた時に、教育委員会の判断として、自殺といじめ、見逃されてきたシグナル、例えば、喧嘩とか、プロレスごっことかいろいろなことがある訳ですが、そういうものが関係あるのではないかという判断に立って、この問題を調べていかないと、どうしても、不信感を招いてしまうでしょう。後から後から、隠していたことが明るみに出ていくという状況の中で、不信感を煽り、学校が混乱していくようなことになっていったような感じがします。

市の教育委員会、もう一つ県の教育委員会の指導性が、そこに何も出てこなかった。教育行政としての指導性が、あまりこの問題では出てこなかった感じがして、他人事ではないという受け止めを今現在している状況です。我々としてはこのことを教訓にして、こういった対応にならないように、しっかり学習していかなければならないと感じています。

門田委員長

他には、いかがですか。

山本委員

子どもを育てていくにあたって、学校もしくは教育委員会というのは、勉強、学業を教えていくというのは重く置くべきですが、その中で道徳であり、倫理であり、人として成長させていくということについて、非常に大きな役割を持っていると思います。現在先生方が、いろいろな意味で忙しいという表現がされるが、高知市の子どもとして、教育委員会だけではなくて、横の繋がり、全体として育てていくべきだと思いますので、西山委員さんが言われたように、コミュニティの再生というものに高知市は取り組んでいますが、地域でできるものについては、地域の方々にも役割をお願いして、協力を願って、学校として専念できるものをもう少し深めていったらどうかと思います。

門田委員長

私達も、教育委員会の事務局の皆さんや、学校現場の先生方と子どもたちへの責任は、共有しているわけですが、教育委員は、上がってくる内容について、意見を言わせていただくということになり、現場の先生方と接して、そこから課題を見つけたり、勉強させていただく機会は、年に数回しかございません。学校訪問が数回あるくらいです。

他県ではあるが、このような重大な事件がありましたので、これを機会に教育委員会も現場の声を聞くことができれば良いと思いますが、委員の皆さんいかがですか。

西山委員

定期的に私たちは学校訪問をしていますので、ぜひ今回の流れを受けて、現場を再点検していただいた流れを踏まえて、一度各学校の先生方の生の声を聞かせていただく場に接したいと思います。

門田委員長

委員の皆さんいかがですか。

松原教育長

できれば、早急に移動教育委員会みたいな形で学校現場に行って、この件に絞って話を聞くとか、あるいは通常の学校訪問でこの問題について聞くとかいうことは、計画してみたいと思います。

小学校でも、中学校でもどちらでも、両方であれば、両方で。

西山委員

そこでポイントになるのは、地域との連携ということと、居場所作りが大きな鍵になると思います。居場所作りというのは、子どもだけではなく、先生方の居場所もちろんありますし、あと、地域の方々、保護者の方の居場所というか、立場もあると思います。だからそういう共通する居場所作りと

ということの再点検，言い換えたら，人権においても繋がってくるという，いい方向性でなかるうかなと感じる次第です。

松原教育長

地域との連携は，新たな取組として今年，コミュニティスクールというのを指定しています。今まで，地域とのいろいろな連携を探ってきたわけですが，コミュニティスクールはもう少し地域の中に，子育てや子どもの教育も含めて参画していこうというシステムになりますが，立ち上げています。5校を指定して取組が進められています。そういう中で，こういったいじめ問題などでも論議していく場があればいいのかなと思います。

西森委員

現場の声を聞くというのは，それはいいことで，私も賛成です。ただ，教育委員会として何ができたかという元の問いに返ると，まず情報が非常に少ない中のことであるという前提で話しますと，市から自殺の件について報告が事務局から上がった，それがどういかにふう上がったかは，報道の中では出てこないです。結論的に，教育委員会では何も質疑応答をしていないというのは，どうやら確からしいです。どの程度の報告をしたかは分かりませんが，ここで教育委員として何も言わなかったのは，やはり解せないと思います。何と言ったのでしょうかね。「アンケートはしましたが，確認はできませんでしたので，こちらとしては，因果関係は認めないみたいなことで終わっております。」というような報告をしたかもしれません。でも，さっき申し上げた，頑張っ，背伸びして大人である様に発言するとすれば，これは大事な問題ですから，そのようなことでは済まらずに，調査はどのようにしたのですか，この点に抜かりはありませんか，これは刑事罰に接している可能性はありませんか，誰の意見を聞きましたか，といったこと細かな質問が飛んでもまったくおかしくないです。このことは今後発展によっては，刑事事件になる可能性がある，民事事件になる可能性がある。それについては，一定の責任が発生する可能性も十分ある。であれば，どの様に体制を整えて，後日の報告，記録は残していますか，誰にどのような責任で発表，公表していくのですか，というような質問が飛ばなかったのは，人を批判するのは簡単ですが，やはり大津市の教育委員会の落ち度だと思います。

大人であれば，これは別に個別の話ではなく，こういうことが起きたら当たり前の対応ではないでしょうか。そういう指導を教育委員会はしていないですよ。質疑応答なしで，言われたことのみで終わっている。そういうあり方が，問われているのだと思います。だから現場の声はもちろん聞きますけれども，やはり，事務局からの報告を聞いた時に，社会一般のルールで受け入れられる程度の調査とか，対応をされているかどうか，そういうことは私なりに，一生懸命，自分の知識の範囲で申し上げたいと思っている次第です。

門田委員長

私たち教育委員も心して，今後もまた対応していかなければと思っています。他に。

この大津の件を通して，教育委員として，他に何かご意見はありませんか。

ないようですので，そろそろ今日の話合いの集約させていただきますが，よろしいですか。

たくさんのご意見をいただきましたが，人権尊重を基盤とした，子どもたち一人ひとりを大事にする，いじめを見逃さない，許さない学校づくりや，学級づくりを学校全体で，組織として進めていく。そしていじめのサインを見逃さない教職員，学校としての意識の向上，それから有効な取組，例えば委員さんからいじめ対応リーフレットを教職員用だけでなく，児童生徒用にも，そして保護者用にも持って，自分のことを知る，人のことを知ることに繋げたらどうかという意見も出ました。

そして何よりも大事なのが，子どもと教職員，教職員同士，学校と教育委員会事務局，教育委員会事務局と教育委員会，ここの信頼関係がしっかりとできないと，子ども達をしっかりと守っていく，育てていくことができないと感じました。

そして，更に保護者や地域，また学校や子ども達を，しっかりと見守ってくれている様々な関係機関と連携をし，子ども達を安全にすくすくと，将来社会に出てしっかりと自信を持って生きていくことができるように育てる，子どもの幸せを見る，保証をするためにみんなで見守っていく体制づくり

をしっかりと進める。そして、少し具体的な所は、まだ私自身がイメージとして浮かんでないですが、さらに強固な、持続可能な、子どもを育てるうえで何かが起こった時の子どもの受け皿、支援となれる、持続可能なシステムづくりをという意見も出ましたので、これは教育委員としても、今後更に検討していく課題として、ご意見を受け賜っておきたいと思えます。

このような内容で確認しましたが、よろしいですか。

西山委員

あと、教育長さんが言われたコミュニティスクール5校の件を書き加えていただいたら。

門田委員長

コミュニティスクールの件を入れるということで、事務局で具体的な方策、このようなことを受けてご検討をお願いします。

また、教育委員も共に責任を持ってやっていきたいと思っています。

松原教育長

いずれにしても、具体的問題については、事務局で精査しながら、やるべきことは早い時期に取りかかっていきたいと思えます。

門田委員長

最後に事務局から、何かありましたらお願いします。

人権・こども支援課長

発言の機会を与您いただいております。

いじめの問題は、重大な人権問題でありますので、本日も審議をいただきました内容を受けて、いじめを許さない学校づくり、いじめのサインを見逃さないための教職員の意識の向上や態勢づくり、すべての子ども達が安心して、楽しく学校生活を送れるような取組を一層進めてまいりたいと考えております。

また、学校にも本日提起されました課題や内容等について周知をしていきたいと考えております。今後、事務局といたしましても、先ほど教育長も言われましたが、具体的な方法、方策等検討しまして、学校への指導、支援を一層進めてまいりたいと思っています。ありがとうございました。

門田委員長

子ども達が、本当に遅く、真黒くなって、元気に2学期の学校生活スタートできるように心から願っております。

それでは、市教育第28号「いじめ問題について」は、先程確認しました内容で決めますが、ご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご協議ありがとうございました。それでは、今日の議事日程はすべて終了いたしました。

これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分

署名

委員長
